

○各種令状請求却下事案及び勾留請求却下事案の報告要領について

令和2年3月23日

道本刑第4514号（生企・交企・公1合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

みだしのことについては、各種令状請求却下事案等を把握して検討を行い、事後の事件捜査にいかして、ち密かつ適正な捜査の推進に資することを目的として、これまで「逮捕権の運用に伴う令状請求却下事案等の報告要領について」（平7. 1. 6道本刑第1号。以下「旧通達」という。）に基づいて行ってきたところであるが、この度、勾留請求却下事案の報告要領等の見直しを行い、新たに次のとおり報告要領を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底の上、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

1 報告対象事案

(1) 各種令状請求却下事案

通常逮捕状、緊急逮捕状、搜索差押許可状、搜索許可状、検証許可状、身体検査令状、鑑定処分許可状等の各種令状を請求して却下されたもの

(2) 勾留請求却下事案

警察の捜査の必要上勾留請求が行われ却下されたもの（被疑者側から準抗告を受けて却下された事案を除く。）

2 報告要領

(1) 所属の長は、捜査した事件が報告対象事案に該当することとなったときは、速やかに、各種令状請求却下事案報告（別記第1号様式。以下「1号様式」という。）又は勾留請求却下事案報告（別記第2号様式。以下「2号様式」という。）により、札幌方面にあっては、警察本部の当該事件の主管課長（以下「本部主管課長」という。）を通じて主管部長に、札幌方面以外にあっては、当該本部の当該事件の主管課長（以下「方面主管課長」という。）を通じて方面本部長に報告すること。

(2) 前事項のうち勾留請求却下事案に関する報告の受理に関する事務は、報告を受けた本部主管課長又は方面主管課長が捜査手続及び勾留を求めた判断の妥当性を検討し、問題が認められない場合には、本部主管課長又は方面主管課長の専決とすることができる。

(3) 方面本部長は、所属の長から対象事案の報告を受けた場合には、速やかに、1号様式又は2号様式の写しにより、本部主管課長を通じて主管部長に報告すること。

(4) 本部主管課長は、必要な報告終了後、1号様式又は2号様式の写しにより、その部

の庶務を担当する課長に通知すること。

### 3 編さん区分、保存期間及び保管管理

1号様式の編さん区分は「00-10-031 各種令状請求却下事案報告」、保存期間は3年とし、暦年整理により編さんすること。

2号様式の編さん区分は「00-10-131 勾留請求却下事案報告」、保存期間は1年とし、暦年整理により編さんすること。

なお、旧通達に基づき、令和2年1月1日以降に作成した様式についても、当該編さんファイルに編さんすること。